

第41回福島地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和5年2月8日（水）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

3 出席者

（委員）相澤眞木（委員長）、安斎康史、伊藤栄紀、小川理佳、
國分亮子、佐藤初美、中里真、保木本正樹、渡辺敏光（五十音順、敬称略）

（説明者）阿部裁判官（福島簡裁）、安川庶務課長（福島簡裁）、岸浪民事首席書記官、山口刑事首席書記官、菅沢民事次席書記官、秋元事務局長

（係員）田母神総務課長、渡邊広報係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（五十音順、敬称略）

相澤眞木委員、佐藤初美委員、中里真委員

(2) 委員長選任

委員の互選により、委員長に相澤委員が選任された。

(3) 前回委員会（テーマ：より効率的で分かりやすい選任手続のために）以降の取組の報告

（山口刑事首席書記官）

裁判員候補者に送付する案内文書の改訂等について説明した。

(4) テーマ「民事調停手続の現状と展望」

裁判所担当者から以下のとおり説明した。

ア 民事調停制度とその手続に関する説明（安川庶務課長）

制度の沿革、制度発足100周年関連の広報活動状況、制度の意義、手続の特徴、手続の利用状況及び利用促進に向けた取組状況等について説明した。

イ 民事調停事件処理における取組状況及び今後の方針・課題
(阿部裁判官)

福島簡裁での事件処理に関する取組状況及び今後の方針・課題について説明した。

ウ 民事調停手続をめぐる現状について(菅沢民事次席書記官)
裁判手続のデジタル化の現状や見通しを踏まえた、今後の民事調停手続について説明した。

(5) 意見交換の要旨
(委員)

前回委員会後の活動報告で案内文書の改訂を行った旨の報告があり、委員会後に素早い対応をしていただいたと感じている。改訂後の案内文書を見たが、文書中のウェブサイトに関する記載部分については、二次元バーコードを付けると更に便利になるのではないか。

民事調停手続については、成立等を終局区分とする事件が全体の約5割で推移しているとの説明があったが、終局区分が成立等以外である事件のうち、民事訴訟手続に移行するのは何割か。また、民事訴訟手続に移行せずにそのまま終わるケースもあるのか。

さらに、なぜ、申立書のウェブ提出ができないのかと感じていたが、今後、デジタル化が進展する見込みだと知り、早期の実現を期待したいと思った。

(説明者)

成立等以外で終局する事件については、事件を処理する裁判所

の管轄が調停事件と訴訟事件で異っており、他の序に訴訟を申し立てるケースもあることから、不成立後に訴訟移行している割合を係の感触として回答することも難しく、これについての統計は持ち合わせていない。

不成立となった事件については、民事訴訟手続に移行せずにそのまま終わるケースもある。

(委員)

今の福島簡裁の事件処理方法として、相手方に申立書写しと質問票が届く時には、初回期日が指定されているということか。

(説明者)

そのとおりである。

(委員)

相手方は、まず、申立書を見て重圧を感じるはずであり、その上、既に期日が指定されていれば、更に心理的重圧がかかるのではないか。一般的な会合だと、出席予定者に対して複数の候補日を挙げて、日程を調整することが多い。調停の期日調整も、そのようにした方が相手方に心理的重圧がかからずに済み、相手方が期日に出頭しやすくなるのではないか。

(説明者)

御指摘のとおりを感じる当事者もいると思う。初回は、調停室の空き具合や調停委員・申立人・申立代理人の都合等を速やかに調整した上で、期日を指定し、相手方に連絡している。相手方の出頭の可否については、質問票で回答をしていただいたり、2回目以降の期日の希望日等を伺って調整することで対応させていただいている。

(委員)

理解はしたが、初回期日が重要なのではないかと感じる。

手続の広報については、報道機関も力添えできる部分である。現在も、手続説明会等の広報行事を裁判所が開催する場合には、事前に報道機関に対して投げ込みをしていただいております、それをきっかけに、取材の上で報道している。だが、広報行事の開催を報道しただけでは、市民に手続の内容について浸透しない。市民にとって一番分かりやすいのは、具体例だと思う。1番いいのは、ルポ的に、第1回調停期日でなされた具体的なやりとりを示した上で、次回期日の話し合いの予定がどのように定まり、第2回調停期日でどのような譲歩を当事者間で行ったのかというような、手続中になされる具体的なやりとりを広報することだ。そのような広報ができれば、民事調停手続がどのようなものであるか、市民に理解していただきやすくなるのではないかと思う。

(委員)

手続の利用者の年齢層は、どのようなものなのか。デジタル化について、若者層へのアプローチの仕方と高齢者層へのアプローチの仕方は異なり、広報を含めた今後の方針が変わってくると思うので、知りたい。

また、具体的な広報活動については、委員が提案していたルポ的な内容の報道は、有効なのではないかと思った。私は、学生と一緒に模擬調停を見たことがあるが、具体的な手続の流れを知ることができ、手続への認識を新たにできる機会となった。模擬調停に近い形で民事調停手続を紹介する報道がなされれば、それに類似する経験を読者・視聴者がした場合に、専門家への相談や裁判手続だけではなく民事調停も解決手段の選択肢にあるということを知るきっかけになると思う。消費者をターゲットにした詐欺被害の具体

的な事例が新聞等で紹介され、市民にとって非常に分かりやすいという例もあるので、調停でも同様の方法で報道してもらう余地があるのではないかと感じた。

(説明者)

統計が手元にはないが、体感として、申立人は個人が多く、年齢は40代以上の人が多い。交通調停のように、他の事件種と比較して40代未満の申立てが多いものもあるが、総じて、調停手続利用者の年齢は高い印象である。

(委員)

貸金用の申立書書式等が本日配布されていることから、現在、申立ての内容として貸金が多いのではないかと考えている。しかし、不法行為を原因とする請求が増えているという説明と併せて考えると、広報の題材として、中高年の個人向けの交通事件事例を取り上げることで、調停手続の利用促進に繋がるのではないか。他にも、「こういう年齢層で調停を利用してほしい」という事情があれば、それを踏まえて題材を設定し、広報活動を行う方法もあると思う。

(委員)

民事調停事件の新受事件数が減少傾向にあること及びその原因について説明があったが、事件種別の増減傾向はあるか。

(説明者)

特に、債権者と金銭債務の返済方法を話し合う特定調停については、新受事件数の減少傾向が大きい。

(委員)

平成27年に定められた、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)については、

制度導入の際にどのような広報活動がされたか。また、福島管内では、現在、どのような制度利用状況となっているか。

(説明者)

広報活動は、現在は、積極的には行っていない。ガイドラインを用いた申立ても、福島では、ほとんどないと思われる。

(説明者)

ガイドラインは平成26年に発生した広島県の豪雨災害をきっかけに定められたものである。福島県では、ガイドラインが適用されるような大規模な災害が幸い生じていないことから、ガイドラインを利用した申立てがほとんどないものと考えられる。

(委員)

新受事件数の減少には、交通調停の減少が関連しているのではないかと思った。つまり、交通事故の発生件数の減少や弁護士特約により弁護士が介入する交通事故の増加が寄与して、交通調停が減少しているのではないかと思い、先程の質問をした。

(委員長)

弁護士特約により、簡裁の交通事故に関する民事訴訟事件が増えているという印象はあるか。

(説明者)

増えているという印象はある。簡裁の民事訴訟事件の約3割が交通関連の損害賠償事件である。当初は物損中心だったが、人損について取り扱うことも多くなっている状況である。

(委員)

民事調停手続は、申立人の紛争解決に対する期待が非常に高い性質の手続だと感じる。従って、申立人が調停手続の申立てに至ることについては目的が明確であると言える。一方、相手方が紛争に

向き合うきっかけは、質問票が同封された期日呼出状の送付を受けることである。そうした前提の上で本日配布された相手方への送付書面を見ると、私は、現状のままでも十分に内容を理解できると感じたが、相手方から記入時の質問が多い項目等については、改訂の余地があるのではないか。

(説明者)

係に確認したところ、質問票の提出割合は、5割から6割程度である。また、提出されたものについては、空欄が多いという事実はある。

(委員長)

質問票の提出と期日への出頭との関係はどうか。

(説明者)

調停期日への相手方の出頭率は約8割であるため、質問票を提出しない相手方も出頭すると言える。

(委員)

インターネットでの申立て等のデジタル化が進むと、証拠等の当事者から提供される情報が増えると思う。情報が増えると、争点が絞りにくくなるのではないか。早期解決を目指すにあたり、その点について注意を要するようになるのではないか。

(委員)

現状、電話会議の利用ができなければ当事者が仕事を休んで裁判所に出頭する必要があるが、今後、ウェブ会議を利用することができるようになれば、出頭に際して都合がよいと感じた。

また、裁判所の手続については、利用するにあたり敷居が高い印象があったが、今回、説明を聞き、調停は手続費用が安価で紛争解決までの期間も比較的短く、請求額に上限もないため、利用しやす

い手続であると感じた。成人年齢が引き下げられたこととも併せて、若い世代にも調停手続について正しく知ってもらうことも重要だと思う。私どもの機関では、新聞やテレビ、ラジオ講座を通じて広報活動を行っている。

(委員)

申立書の書き方の教示に工夫をしているという説明があったが、裁判所では、予約なしで申立手続の教示を行っているのか。

(説明者)

簡裁では、常時、予約なしでの手続案内を行っている。来庁者に対しては、手続の説明を行った上で、来庁者自身に手続を利用するかどうかを決めていただき、申立書の書式を渡している。

(委員)

利用促進という観点からすると、申立てに至るまでのハードルを下げるのが重要だと思う。手続の教示を常時行っていることをもっとアピールした方がいいのではないか。

また、申立人の約3人に2人は代理人が付いていない旨の説明があったが、民事調停手続をデジタル化するにあたり、民事訴訟で利用されるシステムをそのまま流用すると、調停手続の利用者が利用しづらいものにならないか、気になる。調停手続のデジタル化を進展させていく際には、IT機器に馴染みのない市民が利用することも考慮した簡易なシステムにする必要があるのではないかと感じた。

(委員)

調停手続の利用促進に関連して、調停委員が組織する調停協会では、毎年11月頃に調停手続相談会を開催している。コロナ禍で規模を縮小しての開催となった年もあったが、去年は県内の8協

会すべてで実施され、民事で90件、家事で85件、合計175件の相談を受けた。相談件数は、コロナ禍以前の数に戻ってきたのではないかと感じた。

また、裁判所が昨年10月に開催した民事調停手続説明会には、調停委員2名も模擬調停等に参加した。説明会の様子は翌日の朝刊にも掲載された。このような報道の中で、市民に手続に関する情報が広がれば、利用促進に繋がるのではないかと思う。

調停協会では、平成21年から調停手続の普及のために広報委員会を設置しており、報道機関や市町村役場に対して広報活動を行う等してきたが、そうした活動が調停の利用者・利用検討者に届きにくい現状に、広報活動の難しさを感じている。

5 次回（第42回）開催について

(1) 日時

令和5年7月10日（月）午後1時15分

(2) テーマ

採用広報について

6 閉会